

**改正**

平成17年9月30日告示第167号

平成18年3月31日告示第51号

平成20年3月28日告示第40号

平成21年6月22日告示第88号

平成23年4月26日告示第71号

平成24年6月12日告示第107号

平成27年3月30日告示第20号

平成27年10月1日告示第113号

五島市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)別添2の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** この事業は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び市町村(以下「社会福祉法人等」という。)が、**低所得で生計が困難である者及び生活保護法**(昭和25年法律第144号)**による被保護者**(以下「生活保護受給者」という。)について**利用者負担を軽減**することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第3条** この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により五島市の住民基本台帳に記録されている者で、市町村民税非課税世帯に属するものであって次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第32条に規定するユニットの入居者を除く。))を

除く。)及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) その者の属する世帯が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス等)

**第4条** 前条に規定する対象者（生活保護受給者を除く。）が介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減（以下「利用者負担額の軽減」という。）を受けることができるサービス（以下「対象サービス」という。）は、当該軽減を行う旨を介護保険サービスを提供する事業所及び施設（以下「事業所等」という。）の所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）及び市長に申し出た社会福祉法人等が介護保険法（平成9年法律第123号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法に基づいて行う次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護及び介護予防訪問介護
- (2) 通所介護及び介護予防通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (4) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (5) 指定介護老人福祉施設における施設サービス
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (8) 夜間対応型訪問介護
- (9) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- (10) 複合型サービス
- (11) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。以下同じ。）

(12) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。以下同じ。）

2 前条に規定する対象者（生活保護受給者に限る。）の対象サービスは、利用者負担額の軽減を行う旨を都道府県知事及び市長に申し出た社会福祉法人等が介護保険法に基づいて行う前項第4号から第6号までに掲げるサービスとする。

3 対象サービスにおける利用者負担額の軽減の対象費用及びその割合は、別表に掲げるとおりとする。

（軽減実施の申出）

**第5条** この要綱による利用者負担額の軽減制度（以下「軽減制度」という。）を実施しようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったとき、又は都道府県知事から軽減制度実施の連絡があったときは、軽減制度の実施施設、対象サービス等の一覧を市に備え置くとともに、利用者、居宅介護支援事業者等に必要に応じて情報を提供するものとする。

（軽減対象確認の申請）

**第6条** 軽減制度の適用を受けようとする者は、対象サービスを利用する日の14日前までに、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第2号）に収入等申告書（様式第3号）又は生活保護証明書を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ないと認められる事情があり、かつ、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担額の軽減の実施を承認するときは、同項中「利用する日の14日前までに」とあるのは、「利用した日以後速やかに」と読み替えて適用するものとする。

（軽減対象者の確認）

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、利用者負担額の軽減の対象者であるかどうかの確認をし、その旨を社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、利用者負担額の軽減の対象者であることが確認された者に対しては、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認証（様式第5号。以下「確認証」という。）を併せて交付する。

（確認証の有効期限及び返還）

**第8条** 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の6月30日とする。ただし、

4月1日から6月30日までの間に申請があったときは、当該年度の6月30日とする。

- 2 確認証の交付を受けた者が介護保険の被保険者資格を喪失したとき、第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき、若しくは対象サービスを利用する見込みがなくなったとき、確認証の有効期限に至ったとき、又は確認証の交付を受けた生活保護受給者が生活保護受給者でなくなったときは、速やかに当該確認証を返還するものとする。

(確認証の提示)

**第9条** 第5条第1項の規定による申出をした社会福祉法人等の事業所等において利用者負担額の軽減を受けようとする者は、介護保険サービスを利用する前に確認証を提示するものとする。ただし、確認証の交付を申請中であるため提示できない場合（第6条第2項において読み替えて適用される場合を含む。）は、その旨を当該社会福祉法人等に申し出るとともに、確認証の交付後、速やかにこれを提示するものとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

**第10条** 市は、社会福祉法人等がこの要綱に基づく利用者負担額の軽減を行った場合は、別に定めるところにより、当該社会福祉法人等に対し当該軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(他の支援措置との適用関係)

**第11条** 五島市訪問介護利用者負担額減額実施要綱（平成16年五島市告示第44号）に基づく障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の事業との適用関係については、まず、当該措置の適用を行い、その後必要に応じて、この要綱に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- 2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。この場合において、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係における指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者の施設サービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、この事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、社会福祉法人等の負担を考慮して、当該部分についてこの事業の軽減の対象としないことができる。

- 3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、これらのサービス費を支給した後の利用者負担額について、この要綱に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(不正利得の返還)

**第12条** 市長は、要介護等被保険者が、偽りその他不正の行為によって、この要綱による利用者負担額の軽減を受けたときは、当該軽減を行った社会福祉法人等と協議のうえ、当該軽減を受けた者に対し、その軽減を受けた額の全部又は一部を社会福祉法人等に返還するよう求めるものとする。

2 社会福祉法人等が偽りその他不正の行為によってこの要綱による助成を受けたときは、その額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、下五島地域広域市町村圏組合社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱（平成13年下五島地域広域市町村圏組合訓令第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(対象サービスにおける利用者負担額の軽減の割合の特例)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における対象サービスにおける利用者負担の軽減の割合に関する別表の規定の適用については、同表中「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは「53パーセント」とする。

(社会福祉法人等に対する助成の特例)

4 平成27年度において、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を都道府県知事及び市長に対し申出をした社会福祉法人等に対しては、第10条に規定する助成を行わないことができる。

#### 附 則（平成17年9月30日告示第167号）

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の五島市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提供される対象サービスについて適用し、同日前に提供された対象サービスについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成18年3月31日告示第51号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(五島市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の五島市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱(以下「改正後の告示」という。)の規定は、この告示の施行の日以後に提供される対象サービスについて適用し、同日前に提供された対象サービスについては、なお従前の例による。

3 平成18年6月1日現在において介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の5第1号及び第97条の3第1号に該当する者のうち、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)附則第4条第1項に規定する第1号被保険者に該当するものに係る平成18年7月1日から平成20年6月30日までの改正後の告示の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	市町村民税非課税世帯に属するもの	介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第8条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)
第3条第1号	150万円以下	190万円以下
別表	利用者負担額、食費及び宿泊費	利用者負担額、食費及び宿泊費(食費及び宿泊費が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第51条の2に規定する特定入所者介護サービス費(以下「特定入所者介護サービス費」という。)及び法第61条の2に規定する特定入所者介護予防サービス費(以下これらを「特定入所者介護サービス費等」という。)の支給の対象となる費用であつて、当該特定入所者介護サービス費等に

		おける法第51条の2第2項第1号及び法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額（以下「食費の基準費用額」という。）、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（以下「居住費の基準費用額」という。）及び法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（以下「滞在費の基準費用額」という。）を上回る場合は、当該基準費用額とする。）
	利用者負担額、食費及び滞在費	利用者負担額、食費及び滞在費（食費及び滞在費が、特定入所者介護サービス費等の支給の対象となる費用であって、当該特定入所者介護サービス費等における食費の基準費用額、居住費の基準費用額及び滞在費の基準費用額を上回る場合は、当該基準費用額とする。）
	利用者負担額、食費及び居住費	利用者負担額、食費及び居住費（食費及び居住費が、特定入所者介護サービス費の支給の対象となる費用であって、当該特定入所者介護サービス費における法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び居住費の基準費用額を上回る場合は、当該基準費用額とする。）
	4分の1。ただし、老齢福祉年金受給者は、2分の1	8分の1

附 則（平成20年3月28日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月22日告示第88号）

この告示は、平成21年6月22日から施行し、第2条の規定による改正後の五島市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱第11条第2項及び附則第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成23年4月26日告示第71号）

この告示は、平成23年4月26日から施行し、改正後の第1条から第4条まで及び別表の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成24年6月12日告示第107号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日告示第20号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月1日告示第113号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護及び介護予防訪問介護	利用者負担額	4分の1。ただし、老齢福祉年金受給者は2分の1、生活保護受給者は10分の10
通所介護及び介護予防通所介護	利用者負担額及び食費	
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費	
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費 (生活保護受給者は、個室に係る滞在費に限る。)	
指定介護老人福祉施設における施設サービス	利用者負担額、食費及び居住費 (生活保護受給者は、個室に係る居住費に限る。)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額、食費及び居住費 (生活保護受給者は、個室に係る居住費に限る。)	
定期巡回・随時対応型訪問介護	利用者負担額	



看護		
夜間対応型訪問介護	利用者負担額	
認知症対応型通所介護及び介護 予防認知症対応型通所介護	利用者負担額及び食費	
複合型サービス	利用者負担額、食費及び宿泊費	
第1号訪問事業のうち介護予防 訪問介護に相当する事業	利用者負担額	
第1号通所事業のうち介護予防 通所介護に相当する事業	利用者負担額及び食費	

備考

- 1 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設における施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費及び居住費又は滞在費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り、利用者負担額の軽減の対象とする。
- 2 この表により算定された額に1円未満の端数を生じた場合は、当該1円未満の額は切り上げるものとする。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）